

6 適用額明細書

- 平成22年度税制改正において、租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的とする租特透明化法が制定されました。
- この法律には、財務大臣が租税特別措置の適用の実態を把握するための調査を行うことが規定されています。この規定により、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定等の適用を受けようとする場合には、その法人が提出する法人税申告書に「適用額明細書」を添付し、税務署に提出する必要があります。
- 適用額明細書の記載に当たっては以下の記載誤りが多いため、注意してください。
 - ① 法人税申告書別表からの転記誤り
「期末現在の資本金の額又は出資金の額」、「所得金額又は欠損金額」等は別表1に記載されたものと同額を記載してください。
 - ② 区分番号の記載誤り
「区分番号」は、適用を受けようとする法人税関係特別措置が同一であっても、税制改正に伴い、その措置の内容が変更されたことにより、改正前後の「区分番号」が異なる場合がありますので、適用を受けようとする事業年度の「適用額明細書の記載の手引」を参照し、正しく記載してください。
 - ③ 適用限度額がある措置の適用額の記載誤り
「中小企業者等の法人税率の特例」等の適用限度額がある措置については、適用限度額を超えないように適用額を記載してください。
 - ④ 「所得金額が0円」又は「欠損金額」である場合の税額控除適用等の記載誤り
「所得金額が0円」又は「欠損金額」である場合には、「税額控除」や「中小企業者等の法人税率の特例」のような適用を受けることができない措置の記載は不要です。
- 適用額明細書の記載方法等について、詳しくは、国税庁ホームページ[「適用額明細書に関するお知らせ」](#)をご確認ください。

【適用額明細書に関するお知らせ】

